




日出生台演習場避雷小屋設置役務

業務隊長	管理科長	作成者		
				
件名	日出生台演習場避雷小屋設置役務			
図面名	表紙			
縮尺	—	令和8年1月2/日	図面番号	1/2
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊管理科				

仕様書

1 件名

日出生台演習場避雷小屋設置役務

2 設置場所

大分県玖珠郡玖珠町日出生 陸上自衛隊 日出生台演習場内（細部位置は別示）

3 役務概要

避雷小屋の設置（2箇所）

4 一般事項

- (1) 本仕様書は「日出生台演習場避雷小屋設置役務」について適用する。
- (2) 本仕様書に特記なき事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び国住指第532号（7.4.1）のほか、関係諸法規等を遵守し実施するものとする。
- (3) 役務実施計画（工程表）を監督官に提出し、実施日及び役務工程を協議後、決定するものとする。
- (4) 請負者は、仕様書及び現地において不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (5) 本役務で使用する工具及び工事車両等の資器材は、請負者が準備するものとする。
- (6) 本役務に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、故意・過失に関係なく、請負者の責任において遅滞なく完全に復旧するものとする。
- (7) 請負者は役務完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。
- (8) 請負者は、自衛隊敷地内への立入及び行動については、当該演習場の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、役務場所以外への立入を禁止する。やむを得ず役務場所以外への立入を必要とする場合は官側の許可を得るものとする。
- (9) 本役務に際して、本仕様書に明記なき事項についても、工程上当然実施事項については請負者の負担で実施する。その際、契約金額の変更はないものとする。
- (10) 本役務の写真は、着手、完了及び実施中の他、監督官の指示する箇所を鮮明に横向きで撮影し、役務完了後カラーA4判写真帳に整理し提出すること。
- (11) 本役務に際して、演習場の水道及び電力の使用は原則できないものとするが、やむをえず使用する場合は仮設計測機器を設置し、使用量に応じた金額を請負者が負担すること。
- (12) 役務中は、安全管理及び関連法規類を遵守し、事故等発生した場合は、速やかに監督官へ報告するものとする。
- (13) この契約により知り得た自衛隊に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。
- (14) 監督官の示す書類は速やかに提出すること。
- (15) 本役務に際し、外国人の入場には官側が示す様式による申請が必要であり、許可を受けた者のみ入場可能とする。また、部隊側の手続き上、許可までに1か月程度の期間を要することを考慮するものとする。

5 特記事項

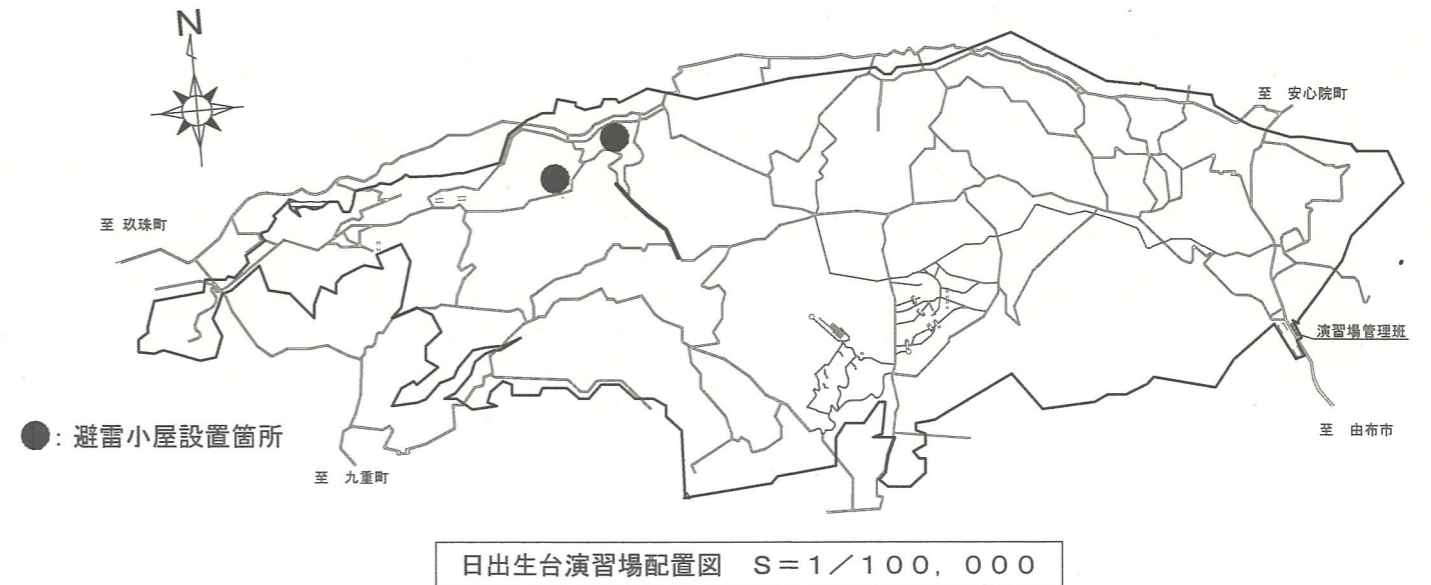
- (1) 設置する避雷小屋は下記を基準とするも、同等品以上であれば製造メーカー等は指定しない。
 - ア 製造メーカー
阪急産業株式会社
 - イ 品名
避雷陣（入口建具付）
 - ウ 形式
101-S（標準）型
 - エ 収容人員
15名以上／1基
 - オ 建築面積
10㎡未満
 - カ その他
接地埋設局等設置を含む。
- (2) 設置場所は「日出生台演習場案内図」に図示した場所を基準に、監督官と協議後決定するものとする。
- (3) 設置する避雷小屋は「5 特記事項（1）」を基準とし、設置場所を確認後、承認図等を提出し承認を受けるほか、監督官の検査を受けた合格品のみ使用するものとする。
- (4) 避雷小屋設置の際は、基礎設置等を確実に実施し、各種災害での被害を防止するように施行するものとする。
- (5) 役務期間中は、十分な安全対策を実施するものとする。

- (6) 本役務に際して、契約内容を超える作業が別途必要であると判断した場合は、監督官と協議し早急に見積書を提出するものとする。
- (7) 本役務の実施については、官側の都合により平日の役務が難しい場合、土日祝日でも実施可能とするが、その場合、契約金額に変更は生じないものとする。また、演習場の使用状況による作業日程に対応するものとする。
- (8) 本役務で発生した発生土等については、作業箇所近傍の官側の指定する場所に敷きならすものとし、その他の廃棄物については、監督官の指示のもとと法規適正に処分するものとする。
- (9) 避雷設備を設置後、電気抵抗の測定試験を実施し、試験結果を監督官に提出するものとする。
- (10) 提出書類【各提出部数は監督官より指示】

- ア 現場代理人通知書
- イ 着手届、完了届
- ウ 作業日誌
- エ 工程表
- オ 作業報告（写真）帳
- カ その他、監督官が指示した書類

6 検査

検査は役務後に、異常がないことを確認のうえ現場検査合格とする。また、監督官が提出を求めた書類の提出をもって書面検査合格とし、現場及び書面両方の検査合格にて完了とする。なお、手直しが発生した場合は、手直し終了後の再検査での合格をもって完了とする。



日出生台演習場配置図 S=1/100,000

件名	日出生台演習場避雷小屋設置役務		
図面名	仕様書・配置図		
縮尺	——	令和8年1月2/日	図面番号 2/2
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊管理科			